



内灘町告示第52号

内灘町個人情報保護条例（平成16年内灘町条例第24号）第53条の規定により、平成26年度における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成27年4月1日

内灘町長 川口 克則



1. 保有個人情報の開示請求及び決定等の状況

(単位：件)

実施機関	件数	処 理 状 況						
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ	却下
町長	-	-	-	-	-	-	-	-
議会	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
公平委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
消防長	-	-	-	-	-	-	-	-

2. 保有個人情報の訂正請求の状況

該当なし

3. 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

4. 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する不服申立ての状況

該当なし

5. 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出の状況

該当なし